

## 令和6年度 第2回名張市子ども権利委員会会議録

- I. 開催日時：令和6年9月24日（火）15時00分～16時30分
- II. 場 所：名張市役所3階301会議室
- III. 出席者：子ども権利委員会 委員長、委員5名  
事務局：福祉子ども部保育・家庭担当部長、子ども家庭室長、  
子ども家庭室係長、子ども相談員、室員2名
- IV. 内 容：
  - 1. あいさつ
  - 2. 議事
    - (1) ばりっ子すくすく計画(第6次)(案)について

【質疑・意見交換】 (委)：委員長 ○：委員 ⇒：事務局)

### (1) ばりっ子すくすく計画(第6次)(案)について

第1章計画の概要～第3章計画の基本的な考え方 【事務局より説明】 \*省略\*

- ： 市民意識調査の結果について、「地域医療機関(開業医や公立病院等)で現在の医療体制」について半分以上の人が「一応満足している」とありますが、これはいつアンケートをとったのかと思う。武田産婦人科が分娩中止となる発表があり、名張市に産科がなくなる。病院の対応がどうなのか注目が集まってきている状況で、市民の答えが変わってくるのではと感じています。不安がある中で一応満足しているということだが、半分以上が満足しているというのは本当かなと思う人が多いのではないか感じています。
- ⇒： 確かに調査をしたのが、武田産婦人科が分娩中止と言った後であれば、ご指摘のとおり、満足度が低くなっていたかもしれないと思います。
- ： そうなってくるとこの結果自体がタイムリーではなくなっているので、あえて載せる必要はないのではないのでしょうか。
- ⇒： そうですね。この調査結果も2月の時点と今の時点では変わってるのであれば、省いてもいいのかもしれません。
- ： 「少子化の状況」、「名張市における子どもや子育て家庭の状況」のグラフで出生数などを表示しているが、名張市の人口との対比をして人口何万何千人のときに児童扶養手当受給数、婚姻数、離婚数がこうでしたとしたほうがわかりやすいと

思います。

⇒： 各年ごとの人口や子どもの数の表を追加します。

○： 「妊娠期の支援や産後ケア等の妊産婦、乳幼児への支援」に満足しているかについて、「地域医療機関(開業医や公立病院等)で現在の医療体制」に満足しているかと同様、グラフを示すのは厳しいのではないかと思う。武田産婦人科が分娩中止と発表される前である令和6年2月時点ではこうだったという参考値として外しておくか。現在の状況では、意見も変わってくる可能性がありますとひとこと書いてはどうでしょう。

⇒： 令和6年2月に実施した市民意識調査であるということを強調するよう修正します。

⇒： 子どもの権利救済は今までの行動計画では生きる権利の「1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します」の中に含まれており、子どもの権利侵害からの救済の項目が目立たないような構成になっていました。子どもの権利の救済は子ども条例の大きな柱であることも考慮して、守られる権利の行動計画「子どもの権利侵害から子どもを守ります」として新設しました。

○： 趣旨はわかりましたが、文面で見ると子どもが2回出てくるので、「権利侵害から子どもを守ります」はどうですか。

⇒： 文言を「権利侵害から子どもを守ります」に変更します。

#### 第4章 行動計画に基づく取組 【事務局より説明】 \*省略\*

○： 第4章の行動計画全般について、事業名を載せたり載せなかったりするようですが、何か基準がありますか。例えばショートステイの事業をしていない市町が多い中、名張市は桑名市にある施設を使ったりしてショートステイの事業をしているのに、この行動計画の中に子育てショートステイに関する記述は全然出てきていません。

⇒： なるべくここでは細かな事業までは載せないようにしています。理由はその事業を載せてしまうとそれをやめた場合や事業によって途中で変わったりすることもあると思うので。5年計画ということや、他市の計画も参考にして、なるべく事業名を書かないような形にしています。

○： 子ども条例認知度の数値目標について、15%を60%にするという無理そう

な数値が散見されますが。

○： 今年はお前授業を増やしていただくみたいなので、目標を上げていくという考えでもいいかなとも思います。

委： 子ども条例啓発の取組を進める励みになるのでこのパーセントでいいかなと思います。よろしくお願いします。

○： 生きる権利の行動計画「子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します」の「児童生徒に対し、命の大切さを伝える性教育授業を実施するほか、実際に乳幼児との触れ合い等の機会を提供する等、将来、家庭の中で子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促します」とありますが、何かちょっと気になります。

○： そう言われると不適切な感じですね。人権のことを話してる中で、固定概念を植え付けてしまう可能性があるのでは、この文言をとりましょうか。

⇒： 「児童生徒に対し、命の大切さを伝える性教育授業を実施するほか、実際に乳幼児との触れ合い等の機会を提供します」にします。

○： 育まれる権利の行動計画「外国人の子どもへの支援の充実を図ります」について、どの範囲の困難を抱える子ども、親、家庭をケアするのでしょうか。外国籍だと、籍があれば対象がはっきりすると思いますが、外国人となると、どこまでが外国人かあやふやだと感じます。学校だと「外国につながる子」とか、「外国にルーツがある子」とかいう言い方をしますが。

○： 2世3世の世帯のことはメインにしてなくて、新たにやってきて日本社会に適応するのに言葉とか特別な支援が必要なる子どもたちの支援を充実しますという意味合いだと思います。そうであれば、なるべく実態に即しているようになると、外国につながる子どもたちとか、外国にルーツを持つ子どもたちという表現になるんだろうと思います。

⇒： 次回までの宿題にさせていただきます。

## 第5章 名張市子ども・子育て支援事業計画 【事務局より説明】 \*省略\*

⇒： 子ども・子育て支援事業計画は、子ども計画と一体的に作成してよいとされているので、もし第4章の行動計画に同様の記載があれば、第5章の量の見込みと確保方策のデータ以外の部分は第4章にコンパクトにまとめながら、エッセンスだけを残して、国のガイドラインを満たすという形にしようと思います。

○： 極力すっきりした方がいいと思います。

⇒： 今日の方向性を踏まえて、事務局と相談して次回お示しさせていただいたもの  
にご意見を改めていただくという形にさせていただきます。